

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <標準編>

個人としての尊重

日本国憲法は、第 11 条から第 13 条で基本的人権の一般原則について定めており、その中で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」(第 11 条) こと、「国民の不断の努力によって保持されなければならない」(第 12 条) こと、「すべて国民は個人として尊重される」こと、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略) 国政の上で最大の尊重を必要とする」(第 13 条) ことが宣言されている。【①】

これらの一般原則の中で最も重要なことは、国民は「個人として尊重される」ということである。かつて明治憲法の時代においては、国民は「臣民」であり、天皇の家臣としての位置づけであったから、個人として尊重されるということにはなかった。それゆえ「国家」という集団が「個人」よりも重んじられ、国民の権利は実質的には基本的人権としては扱われず、国民は国家元首である天皇の命令には絶対に服従しなければならなかった。このような状態は江戸時代までほとんど同様であった。それゆえ日本国憲法において国民が「個人として尊重される」ようになり、基本的人権が認められたことは、日本史上では画期的な出来事である。

公共の福祉による制限

しかし基本的人権といえどもまったく無制限であるわけではない。たとえば誰かが権利を行使するとき、それが他人の権利と衝突する場合には、権利の行使が禁じられたり制限されることがある。たとえば授業中に私語をしていると他の生徒の学習を妨げることになるから、いくら“表現の自由”があっても、授業の妨げになるような表現活動は制限されるべきである。このように、私たちの基本的人権は、「公共の福祉」に反しない限度で保障されていることを忘れてはならない。日本国憲法はこのことを第 12 条と第 13 条で規定している。

もっとも、何が「公共の福祉」なのかについては必ずしも一致した定義があるわけではない【②】。また自分と他人の人権が衝突した場合にどのように解決すればよいかについて、双方の意見が対立し争いが収まらない場合もある。それゆえ最終的には裁判で決着をつけることになる。

公共の福祉の維持

「生命・自由および幸福追求に対する国民の権利」を保障するために、「公共の福祉」を一般的に維持しようとしている政府の活動が、警察官（海上保安官を含

①日本国憲法第 3 章は「国民の権利および義務」となっているが、外国人に対しても原則として日本国民と同じように基本的人権が認められる。

②「公共の福祉」が政府に都合よく解釈されると国民の権利は不当に侵害される危険が生じる。国連自由権規約委員会もこの点を憂慮する見解を発表している。

む)による治安維持活動であるということが出来る【③】。たとえば道路を使用して表現活動(例えば行進をする)や販売活動(例えば屋台を出す)などをおこなう場合には、交通の妨げにならないよう、事前に警察に申請して、道路使用許可証を得る必要がある(道路交通法第77条)。

警察官が武器を所持していることも、それが犯罪を抑止し、公共の福祉を維持するために許された唯一合法的な武力だからである【④⑤】。もちろん警察官といえども武器の使用には慎重でなければならない。もし警察官が許されている限度(正当防衛や逮捕の必要性など)をこえて武器を使用し、その結果国民に損害を与えた場合には、政府は賠償責任を負うだけでなく(国家賠償法)、その警察官自身が犯罪に問われることもある(刑法が定める傷害罪や特別公務員暴行陵虐罪など)。つまり警察官の活動は、あくまでも国民の基本的な人権を守るための活動であって、必要最小限度のものでなければならないのである。

なお、犯罪の容疑者が刑事裁判にかけられ、有罪の場合に処罰されるのは、その犯罪が「公共の福祉」を破壊したことに對して制裁をする必要があるからである。それゆえ刑罰は公共社会が制裁として与えるものであって、事件の被害者による復讐とは異なる。

家族と暮らす権利

「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは単に個人が一人で生きるための権利であるだけでなく、「人間らしく成長できるように家族と共に暮らせる権利」も含まれている(国連子どもの権利条約)。たとえば最近、国籍は外国人であっても日本で生まれ育ち日本語しか理解できない子がいる男女(父母)を、特別在留許可を与えず不法滞在を理由に強制的に本国に送還した事件についても議論が起きた。【⑥】

尊厳死

さらに、「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは生きるための権利であるとともに「人間として尊厳ある死を選択できる」ことも含まれている、と考えるべきである。

現代の、特に先進国においては、たとえ重い病気に冒されても、高度な医療技術の進歩で、さまざまな医療機器を使って生命を維持することが可能になってきている。そして現在の日本の法律では、たとえ本人が希望した場合であっても、医療スタッフが患者の生命を絶った場合には犯罪となる。しかしそれゆえにこそ、「医療機器の助けを借りて単に命を永らえるよりは、むしろ死を選びたい」と願う人々も少なくない。そのような人々について、家族や医療スタッフの間でいま静かな議論が始まっている。

③警察法第2条には、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、(中略)公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と明記されている。

④警察官の武器使用は、警察法第67条や、警察官職務執行法第7条で認められている。

⑤「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定している憲法9条は、国内紛争に対して警察が武力を用いることを正当化する根拠として読むこともできるのではないだろうか。

⑥偽造パスポートで入国し結婚したフィリピン人父母の間に生まれたカルデロンの子さんの家族について、2009年4月に法務省は父母のみを強制送還したが、国連人権理事会はこの問題に重大な関心を示し日本政府に説明を求めた。また国際NGOのアムネスティも人権侵害とする声明を出した。